

# 新関コミュニティセンター利用のきまり

新関コミュニティ協議会

「新関コミュニティセンター（以下「センター」という。）」は、地域活動、福祉活動を通して、地域みんなが集い、交流するための施設です。

ルールを守り、譲り合いの精神をもってご利用ください。

## ◇＜センターの機能＞

地域のみなさんの自治活動、文化、教養活動、保健、健康増進、レクリエーション活動、福祉、ボランティア活動の場となります。

## ◇＜センターの管理運営＞

「新関コミュニティ協議会」が、新潟市から指定管理者の選定を受けてセンターの管理運営を行います。

### 1 センターの利用時間・休館日

#### ○ 利用時間

- (1) 開館は、原則として午前9時から午後9時までです。
- (2) 利用時間は、次の3区分とします。

区 分	利用時間
午 前	午前9時～午後1時
午 後	午後1時～午後5時
夜 間	午後5時～午後9時

#### ◎利用時間の厳守

午前、午後、夜間ともに、後始末も含め、時間内に使用を終了してください。

#### ○ 休館日

- (1) 月曜日・祝祭日
- (2) 12月29日～1月3日（年末年始）
- (3) 指定管理者が管理上必要と指定した日

※ウイルス等の感染拡大防止上、新潟市の指示により臨時休館することがあります。

### 2 利用の制限及び禁止事項

次の場合は利用許可できません。また、許可後に違反行為があったときは、直ちに許可を取消し、以後の利用を禁止します。

- (1) 公益、秩序、風俗、環境を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物、その他物件を汚損又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的が明確でないとき。
- (4) 政治・宗教活動並びに営利・宣伝、販売行為を目的とするとき。  
(指定管理者が認めた場合は除く)
- (5) 飲酒が主な目的と判断されるとき。  
※アルコール類の持込みは、事前に指定管理者の許可を受けてください。
- (6) その他センターの管理運営上支障があると認められたとき。

### 3 利用にあたっての注意事項

#### ○ センターの利用に当たっては、次の事項を厳守ください。

守られない場合は、以後の利用を禁止することもあります。

- (1) 近隣及び他の利用者に迷惑を掛けないように注意してください。
- (2) 火気使用は指定された場所以外で火気使用は原則できません。
- (3) 館内及び館外すべて禁煙です。
- (4) 他の利用者に対し無断で印刷物を配布したり、掲示したりしないでください。
- (5) 設備、備品等を破損したときは、速やかに受付職員に報告してください。  
(弁償していただく場合もあります。) —————※細則参照

- (6) 退室の際は、整理・整頓・軽清掃を行い、消灯・施錠などをご確認ください。
- (7) ゴミ（弁当の空き容器、空ビン、空カン等）については、全て各自で持ち帰ってください。

## 4 利用について

### ○ 利用手続き

- (1) 利用の申込みは、「利用許可申請書」を受付に提出し、許可を受けてください。（利用料金の納入をお願いします。）  
利用申込みは、利用月の3か月前から受け付けます。  
※事前周知が必要なイベントなどで指定管理者が特別に許可した場合は、利用月の6か月前から受け付けます。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後9時までとします。
- (3) 電話による申込み、取消しは受け付けません。
- (4) 取消しの際は、受付に速やかに申し出て、「利用許可書」を返還してください。
- (5) 利用の際は、「利用許可書」を受付へ提示してください。
- (6) 退室の際は、必要事項を記入の上「利用報告書」を受付へ提出してください。
- (7) 利用手続き完了後でも、指定管理者の都合により要望に添えない場合があります。

### ○ 施設一般利用料金

センターの設備をより充実させ、また主催事業などの運営経費に充てるため、利用者から施設利用料金を徴収させていただきます。（別表：「施設利用料金一覧表」一般利用）

### ○ 定期利用団体料金

目的、構成員等の登録要件を満たす団体は、管理の必要上、別紙により年度毎に定期利用団体登録をすることで、定期利用団体料金が適用されます。  
（別紙：「施設利用料金一覧表」定期利用団体）

- 社会情勢の変化等により利用料金は見直しをすることがあります。

## 5 その他

この「きまり」に定めがない事項は、細則によります。

### 附 則

この「きまり」は、平成22年9月1日から施行する。

この「きまり」改訂は、平成24年4月1日から施行する。

この「きまり」改訂は、令和2年6月1日から施行する。

(別表)

施設利用料金一覧表

(一般利用)

区分	面積	午前	午後	夜間
会議室	40m <sup>2</sup>	800円	800円	800円
和室	24畳	1,000円	1,000円	1,000円
大ホール	226m <sup>2</sup>	3,000円	3,000円	3,000円
調理室	18m <sup>2</sup>	200円	200円	200円

(定期利用団体)

区分	面積	午前	午後	夜間
会議室	40m <sup>2</sup>	400円	400円	400円
和室	24畳	500円	500円	500円
大ホール	226m <sup>2</sup>	600円	600円	600円
調理室	18m <sup>2</sup>	200円	200円	200円

# 新関コミュニティセンター利用のきまり 細則

新関コミュニティ協議会

## 1 利用の制限及び禁止事項に関して

- (1) 学習塾など営利目的で月謝・受講料をとるものは、利用を許可しません。ただし、教材費・資料費程度の会費制のものは、利用を許可します。
- (2) アルコールの持込みは、良識の範囲内としてください。
- (3) ダンス等は、ヒールカバーを着用するなど、床を損傷しないようご配慮ください。
- (4) カラオケなど大音量を伴う活動により近隣住民及び隣室に迷惑を及ぼすときは、利用を禁止することがあります。

## 2 利用料金に関して

- (1) 利用料金は原則として利用申込み時に納入してください。
- (2) 利用料金を免除するのは次の場合のみです。
  - 新潟市が主催する事業に利用するとき。
  - 指定管理者及び新関コミュニティ協議会が主催する事業に利用するとき。
  - 新潟市教育委員会・新関小学校及び新津第五中学校が主催する事業に利用するとき。
  - 前3項に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき
- (3) 利用料金の還付は次のとおりです。
  - 利用者の責任でない事由により利用ができなくなったとき。-----還付する。
  - 利用日7日前までに利用許可書を返還したもの-----還付する。
  - 指定管理者が特別な事由があると認めたとき。-----還付する。
  - 上記以外のもの-----還付しない。

## 3 その他

- (1) 利用団体所有品の保管  
利用団体所有品の保管は、原則センターではお受けできません。ただし、やむを得ない事情のある場合は、新関コミュニティ協議会へご相談ください。
- (2) 飲食物等配送の取扱い  
施設内で使用する弁当・飲食物等の注文、代金の支払い等は、各自で行ってください。
- (3) 設備・備品等を破損した時
  - 故意により破損させた場合は全額弁償して頂きます。
  - 操作等誤って破損させた場合、指定管理者と協議の上弁償して頂く事があります。

## 附 則

この細則は、平成22年9月1日から施行する。  
この改訂は、平成24年4月1日から施行する。